

# 訪問看護ステーションそぶえ

## 訪問看護（介護予防訪問看護）運営規程

### （事業の目的）

第1条 愛知県厚生農業協同組合連合会が開設する訪問看護ステーションそぶえ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員その他の従業者（以下「看護職員等」という。）が、主治医が指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の必要を認めた者に対し、適正な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供することを目的とする。

### （指定訪問看護の運営の方針）

第2条 ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （指定介護予防訪問看護の運営の方針）

第3条 指定介護予防訪問看護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 指定介護予防訪問看護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

### （事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 訪問看護ステーションそぶえ
- （2）所在地 愛知県稲沢市祖父江町本甲拾町野7番地

### （職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び勤務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員、看護職員兼務）  
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の利用の申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- （2）看護職員 2.5名以上（常勤換算）  
看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に当る。
- （3）理学療法士等 1名以上  
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は在宅におけるリハビリテーションを担当する。
- （4）事務職員等 必要に応じて配置

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、国民の祝日、8月15日、12月30日から1月3日までは除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分まで。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等により清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 ステーションは、介護保険法、健康保険法の規程に基づく利用料を利用者から支払いを受けるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外で行う指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車等を使用した場合の交通費は、事業所より10kmを超えた距離に対し、1kmあたり100円を徴収する。
- 3 健康保険法による営業日以外の指定訪問看護を実施した場合は休日利用料を徴収する。  
休日利用料は、3,300円とする。
- 4 死後処置料は、12,100円とする。ただし、休日または夜間(17:00~翌朝8:00)の死後処置料には、3,300円を加算する。
- 5 利用料に係わる支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、稲沢市、一宮市(起、北今、富田、西萩原、明地、開明、小信中島、西五城、蓮池、祐久、竈屋、三条、西中野、東五条、上祖父江、玉野、西中野番外、東加賀野井)、愛西市(開治町、西川端町、湊高町、大野山町、草平町、鷹場町、町方町、赤目町、川北町、下東川町、二子町、鶉多須町、給父町、高畑町、元赤目町、江西町、塩田町、立石町、上東川町、下大牧町、藤ヶ瀬町)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し、適当な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第11条 ステーションは、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、地域の医療機関・介護サービス事業所等との連携及び協力を行う体制を構築するように努めるものとする。

(人権擁護・虐待防止)

第12条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる各号の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し虐待防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第13条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は愛知県厚生農業協同組合連合会と訪問看護ステーションそぶえ管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。  
この規程は、平成13年4月1日から施行する。  
この規程は、平成13年8月1日から施行する。  
この規程は、平成14年4月1日から施行する。  
この規程は、平成14年8月1日から施行する。  
この規程は、平成15年2月1日から施行する。  
この規程は、平成15年7月1日から施行する。  
この規程は、平成16年3月1日から施行する。  
この規程は、平成17年4月1日から施行する。  
この規程は、平成18年1月1日から施行する。  
この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
この規程は、平成19年1月1日から施行する。  
この規程は、平成19年6月1日から施行する。  
この規定は、平成20年3月1日から施行する。  
この規定は、平成20年10月1日から施行する。  
この規定は、平成21年1月1日から施行する。  
この規定は、平成21年7月1日から施行する。  
この規定は、平成22年4月1日から施行する。  
この規定は、平成22年6月1日から施行する。  
この規定は、平成23年6月1日から施行する。  
この規定は、平成24年4月1日から施行する。  
この規定は、平成24年6月1日から施行する。  
この規定は、平成25年4月1日から施行する。  
この規定は、平成25年7月1日から施行する。  
この規定は、平成26年4月1日から施行する。  
この規定は、平成26年6月1日から施行する。  
この規定は、平成27年6月1日から施行する。  
この規定は、平成28年6月1日から施行する。  
この規定は、平成29年6月1日から施行する。  
この規定は、平成30年7月1日から施行する。  
この規定は、令和1年6月1日から施行する。  
この規定は、令和1年10月1日から施行する。  
この規定は、令和2年4月1日から施行する。  
この規定は、令和2年6月1日から施行する。  
この規定は、令和5年10月1日から施行する。  
この規定は、令和6年4月1日から施行する。